

令和3年度2月補正予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

# 主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事 業 名	担当室・課
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費	危機管理監付 産業労働総務課

令和3年度2月補正予算案主要事項説明

危機管理部  
商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・継続の別	継続	
予算額	17,129,000千円	国庫	起債	その他	一般財源
		17,129,000	—	—	—
事業内容 (目的 対象 方法等)	<b>1 趣 旨</b> 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金を支給するとともに、府域全域での見回りを実施				
	<b>2 事業内容</b> (1) 営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金				
		①京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店	②認証店以外の店舗		
	区域・期間	京都府全域 1月27日(木)～2月20日(日)【25日間】			
	対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】接待を伴う飲食店等(食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗)			
	要請内容	午前5時～午後9時の間の営業 (酒類提供は午前11時～午後8時30分) ※ 各店舗が、「②認証店以外の店舗」と同様の営業時間の短縮を選択することも可能	午前5時～午後8時の間の営業 (酒類提供は禁止)		
	協力金額	1施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々々)年度の1日あたり売上高(A)が、 約8.3万円以下:2.5万円 約8.3～25万円: A×0.3 25万円以上:7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4 (上限20万円若しくは A×0.3のいずれか低い額)	1施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々々)年度の1日あたり売上高(A)が、 7.5万円以下:3万円 7.5～25万円: A×0.4 25万円以上:10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4 (上限20万円)		
		※ 定休日等の店休日を除き、時短要請に対応した日数に応じて支給			
	<b>(2) まん延防止等重点措置を実施する区域での見回り</b> まん延防止等重点措置区域の飲食店等に対して、営業時間短縮要請に係る協力状況についての見回り等を実施				
	担当課・担当名	(1)産業労働総務課 企画調整係 (2)危機管理監付 企画参事	課・担当電話番号		075-414-4819 075-414-5594